

～デジタル庁からのお願い～

# 公金受取口座は本人口座の登録をお願いします！



給付金などを受け取るための預貯金口座（公金受取口座）を1人につき1口座、あらかじめデジタル庁に登録する制度です。



給付金などの際に本人以外に振り込むことができないので  
給付の遅れにつながってしまう可能性があるためです。



マイナンバーカードとマイナポータルを利用して、登録している口座の確認と、変更を行うことができます。

## 用意するもの



本人名義の  
預貯金口座



マイナンバーカード読み取り  
対応したスマートフォン



マイナポータルアプリの  
インストール

### ①マイナポータルにログイン



### ②公金受取口座の登録・ 変更をクリック



### ③登録状況等を確認



本人以外の口座が表示  
されていたら、表示さ  
れている口座を変更する  
場合は「口座情報を変更  
する」を押してね

詳しくは

公金受取口座 変更 検索

または



※QRコードは株式会社デンソーウエーブの商標登録です

デジタル庁